

## 指名停止措置の概要

### 1 指名停止の措置を受けた者及び住所

京都土木 株式会社  
京都府京都市伏見区羽束師志水町181-1

### 2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和6年5月13日～令和6年9月12日（4ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

### 3 指名停止理由

京都土木株式会社は、完成工事高を過大に計上して得た経営事項審査結果（令和4年3月31日審査基準日）を複数の公共工事の発注者（京都府、京都市及び国土交通省近畿地方整備局）に提出して入札参加資格を得ていたことが分かったことから、建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第1項第2号に該当するとして、同条第3項の規定により、京都府知事から監督処分（営業停止45日間）を受けた。

また、専任を要する工事の監理技術者等に営業所専任技術者や他工事で専任を要する監理技術者を配置していたこれらのことが、それぞれ建設業法第26条第3項に違反するとして、同法第28条第1項の規定により、京都府知事から指示処分を受けた。

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）  
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内